配当公告

福井県越前市小野谷町一四号一番地の八
破産者　株式会社田中紙店
右の者に対する福井地方裁判所平成二十八年（フ）第二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金三三一、四三二、九五二円
一、配当をすることができる金額
金三五、二四八、〇九二円
平成二十八年十一月十七日
福井市春山一丁目三番四号藤井ビル一階
破産管財人　森口　功一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道美唄市東六条南一丁目三番、最後の住所札幌市手稲区西宮の沢四条四丁目一八番一一号札幌緑誠病院
被相続人　亡　井谷　勝美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
事務所札幌市厚別区厚別中央一条六丁目三番一号　ホクノー新札幌ビル六〇五号室
弁護士法人新さっぽろ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福島　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市保戸野すわ町一六番地一、最後の住所東京都中央区日本橋横山町三番一―四〇五号　被相続人　亡　信夫　修
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
事務所　秋田市山王六丁目一番一三号　山王プレスビル七階　柴田一宏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　一宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市西一の沢町二二〇五番地、最後の住所栃木県宇都宮市下荒針町三五六七番地　被相続人　亡　鱒渕　ミキ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
栃木県宇都宮市下戸祭二―一二―一四　コモンビル一階
相続財産管理人　弁護士　小森　竜介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市泉川町六六九番地一、最後の住所栃木県宇都宮市一ノ沢町二七九番地一〇一ノ沢コーポ一〇一
被相続人　亡　糸山　正行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
栃木県宇都宮市下戸祭二丁目一二番一四号　コモンビル一階
相続財産管理人　弁護士　小森　竜介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市国分三丁目五七三番地、最後の住所千葉県市川市国分三丁目二番八号
被相続人　亡　堀井千嘉子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
事務所千葉県市川市市川南一―九―二三　京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒川　俊也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市六高台三丁目一四〇番地二、最後の住所千葉県松戸市六高台三丁目一四〇番地の二　被相続人　亡　幸本　守平
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
事務所千葉県柏市柏六―一―一　流鉄柏ビル七階　北千葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　日髙　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区轟町一丁目二八番地、最後の住所千葉県四街道市四街道三丁目三番一三―五〇四号（東建ニューハイツ四街道）
被相続人　亡　鎌形　正之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
事務所千葉市中央区本千葉町一番一号　日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石川　貴康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市後地町四二〇番地、最後の住所神奈川県藤沢市弥勒寺三丁目二〇番六号
被相続人　亡　藤井　陽子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
横浜市中区本町一丁目三番地綜通横浜ビル八階
相続財産管理人　弁護士　川村　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市細坪町ホ一〇一番地、最後の住所石川県加賀市幸町一丁目七〇番地
被相続人　亡　横谷　吉平
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
石川県金沢市北安江四丁目一八番一三号
相続財産管理人　弁護士　中澤　彰孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市扇町一三番地六、最後の住所静岡県島田市扇町一三番の六
被相続人　亡　鈴木　節生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十七日
事務所静岡県藤枝市岡出山一丁目七番一号　ドエル山川一階
相続財産管理人　司法書士　早川　清人

第７期決算公告

平成28年11月17日
京都市左京区一乗寺出口町10番1
株式会社京都・一乗寺ブリュワリー
代表取締役　高木　俊介亘
代表取締役　伴　克亘

貸借対照表の要旨

（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,268
	固定資産	24,988
	合計	31,256
負債及び純資産の部	流動負債	1,624
	固定負債	53,944
	株主資本	△24,312
	資本金	9,900
	利益剰余金	△34,212
	その他利益剰余金	△34,212
	（うち当期純損失）	(8,641)
	合計	31,256

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百七十二万五千円減少することにいたしました。なお、当社は平成二十八年十月に資本金を三千百七十二万五千円増資しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十八年十一月十七日
京都市左京区一乗寺出口町一〇番一
株式会社京都・一乗寺ブリュワリー
代表取締役　高木　俊介
代表取締役　伴　克亘